

第13号議案

訴えの提起について

特定優良賃貸住宅明渡し等の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

平成22年2月23日提出

芦屋市長 山 中 健

記

- 1 事件名 特定優良賃貸住宅明渡し等請求事件
- 2 相手方

3 訴えの提起の理由

相手方は、特定優良賃貸住宅家賃及び共益費を長期にわたり滞納しており、再三再四の催告等に応じないため、訴えにより特定優良賃貸住宅の明渡し並びに家賃、共益費及び損害金の支払いを求めるもの。

4 事件に関する取扱い

上訴、和解その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。